新潟県公安委員会規則第14号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県公安委員会

委員長　　本　望　　雅　子

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分の適正な公表に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（公表の対象となる行政処分）

第２条　公表の対象となる行政処分は、新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において行った次の各号に掲げる行政処分とする。

(1) 法第７条第１項に規定する認定の取消し

(2) 法第22条第１項又は法第25条第２項第１号に規定する指示処分

(3) 法第23条第１項又は法第25条第２項第２号に規定する営業停止命令

(4) 法第24条第１項又は法第25条第２項第３号に規定する営業廃止命令

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、公表しないものとする。

(1) 法第７条第２項、第23条第３項若しくは第24条第２項の規定による国土交通大臣の同意又は法第23条第２項の規定による国土交通大臣からの要請に際し、国土交通大臣から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合

(2) 公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合

（公表の内容）

第３条　行政処分の公表の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 認定証番号

(2) 自動車運転代行業者の名称又は記号

(3) 主たる営業所が所在する市町村

(4) 処分年月日

(5) 処分内容

(6) 処分理由

(7) 根拠法令

(8) 処分を行った公安委員会

（公表の方法及び期間）

第４条　行政処分の公表の方法及び期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公表の方法

当該行政処分実施後速やかに、公安委員会のホームページに別記様式の内容を掲載する。

(2) 公表の期間

当該行政処分が行われた日から起算して２年間とする。

附　則

この規則は、平成25年１月１日から施行する。

別記様式

<table>
<tr><td rowspan="3">被処分者</td><td>認定証番号</td><td>公安委員会　第　　号</td></tr>
<tr><td>自動車運転代行業者の名称又は記号</td><td></td></tr>
<tr><td>主たる営業所が所在する市町村</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処分年月日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">処分内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処分理由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">処分を行った公安委員会</td><td>公安委員会</td></tr>
</table>